

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		医療法人の理事数の例外の認可
根拠条例・規則等名		医療法、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
条 項		第46条の5第1項但書、別表第13項四の第3号
所 管 部 課		保健福祉局 保健部 地域医療課（電話：048-829-1292）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 必要な事項が正確に記入され、適正に押印されていること。</p> <p>2 医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を1か所のみ開設する医療法人に限ること。その場合においても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。（昭和61年健政発第410号 厚生省健康政策局長通知）</p> <p>3 理事を1人又は2人に減員しても、医療法人の運営等に支障を来さないこと。</p> <p>4 社員総会又は理事会等で適正に決議されていること。</p>
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成28年9月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	審査期間 10日
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成28年9月1日最終改正
備 考		